

～働き方改革関連法および労働時間等に関する講習会～

働き方改革関連法について

小田原労働基準監督署 労働時間相談・支援班

働き方改革関連法 | 全体像

見直しの内容

- ① 時間外労働の上限規制を導入
- ② 年次有給休暇の確実な取得
- ③ 中小企業の月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ
- ④ 「フレックスタイム制」の拡充
- ⑤ 「高度プロフェッショナル制度」の創設
- ⑥ 産業医・産業保健機能の強化
- ⑦ 勤務間インターバル制度の導入促進
- ⑧ 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止

施行期日

2019年4月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日

★生産性を向上しつつ長時間労働をなくすためには、これらの見直しとあわせ、

職場の管理職の意識改革・非効率な業務プロセスの見直し・取引慣行の改善（適正な納期設定など）を通じて長時間労働をなくしていくことが必要です。

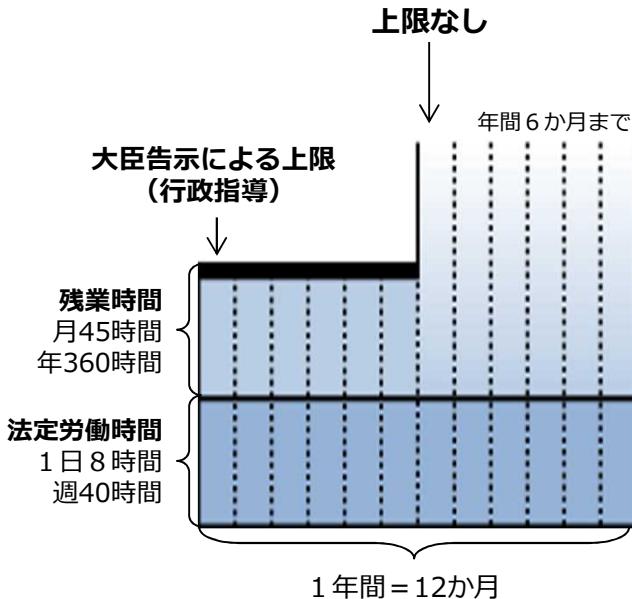
このような取り組みが全ての職場に広く浸透していくよう、厚生労働省では、周知・啓発や中小企業への支援・助成を行っていきます。

働き方改革関連法 | 残業時間の上限規制①

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。

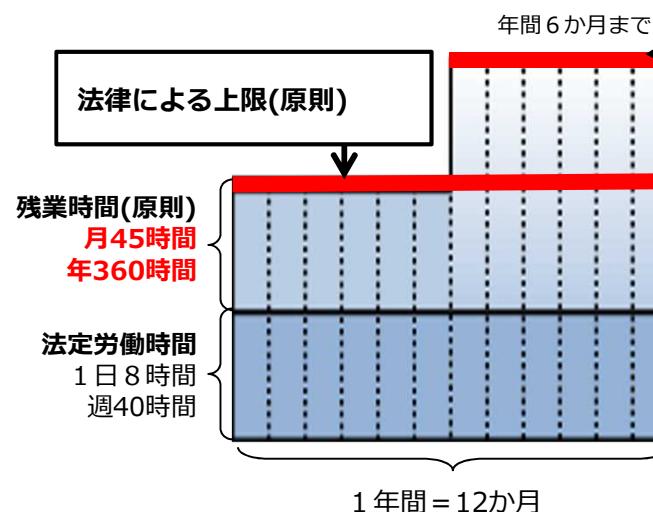
(現在)

法律上は、残業時間の上限が
ありませんでした（行政指導のみ）。



(改正後)

法律で残業時間の上限を定め、これを
超える残業はできなくなります。



※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

建設事業

改正法施行5年後に、上限規制を適用します。

（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。）。

など

働き方改革関連法 | 残業時間の上限規制②

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

建設事業	<p>2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)</p>
自動車運転の業務	<p>2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、<u>適用後の上限時間は、年960時間</u>とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)</p>
医 師	<p>2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、今後、省令で定めることとしています。)</p>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<p>2024年4月1日から、上限規制を適用します。</p>
新技術・新商品等の研究開発業務	<p>医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。</p> <p>※1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、事業者は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければなりません。</p>

1. 年次有給休暇の付与や取得に関する基本的なルール

Point
1

年次有給休暇の発生要件と付与日数

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば
年次有給休暇を
取得することができます。

Point
2

年次有給休暇の付与に関するルール

遵守すべき事項	内容
①年次有給休暇を与えるタイミング	<p>年次有給休暇は、労働者が請求する時季に与えることとされていますので、労働者が具体的な月日を指定した場合には、以下の「時季変更権（※）」による場合を除き、その日に年次有給休暇を与える必要があります。</p> <p>(※)時季変更権 使用者は、労働者から年次有給休暇を請求された時季に、年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合（同一期間に多数の労働者が休暇を希望したため、その全員に休暇を付与し難い場合等）には、他の時季に年次有給休暇の時季を変更することができます。</p>
②年次有給休暇の繰越し	年次有給休暇の請求権の時効は 2年 であり、前年度に取得されなかった年次有給休暇は翌年度に与える必要があります。
③不利益取扱いの禁止	<p>使用者は、年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。</p> <p>（具体的には、精勤手当や賞与の額の算定などに際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤または欠勤に準じて取扱うなど、不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。）</p>

2. 年5日の年次有給休暇の確実な取得（2019年4月～）

Point
1

対象者

年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。

Point
2

年5日の時季指定義務

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

Point
3

時季指定の方法

使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取しなければなりません。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

Point
4

時季指定を要しない場合

既に5日以上の年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

Point
5

年次有給休暇管理簿

使用者は、労働者ごとに**年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。**

Point
6

就業規則への規定

休暇に関する事項は**就業規則の絶対的必要記載事項（労働基準法第89条）**であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、**時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。**

働き方改革関連法 | 月60時間超の残業 割増賃金率の引上げ

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%

(改正後)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに 50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

		1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	
中小企業	25%	25%	

		1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	
中小企業	25%	25%	50%



改正のポイント

1 不合理な待遇差の禁止

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の整備

働き方改革関連法 | 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止（事例）

パートタイム労働者・有期雇用労働者

Aさん



正社員

Bさん



働き方改革推進に向けた支援

生産性向上 & 業務効率化に関する助成金

業務改善助成金	●生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県労働局雇用環境・均等部(室) ▶ 雇用環境・均等部(室)所在地一覧 
時間外労働等改善助成金	●出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県労働局雇用環境・均等部(室) ▶ 雇用環境・均等部(室)所在地一覧 

魅力ある職場づくり & 社員育成に関する助成金等

両立支援等助成金	●育児休業の円滑な取扱い・職場復帰の支援や代替要員の確保を行った企業を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧 ▶ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧 
育児・介護支援プラン導入支援事業	●社会保険労務士等の専門家である育児・介護プランナーが、育児・介護休業からの復帰プランの策定支援を行います。 【お問い合わせ先】株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局(委託先) TEL:03-5542-1740 ▶ 「育児プランナー」「介護プランナー」の支援を希望する事業主の方へ 
65歳超雇用推進助成金	●65歳以上の継続雇用延長や65歳以上の年齢までの定年引上げ、高齢者向けの雇用管理制度の整備等を行う企業を支援します。 【お問い合わせ先】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支局 高齢・障害者業務課(東京支局、大阪支局は販路・障害者就労サービス課) ▶ 独立行政法人 販路・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支局 
人材確保等支援助成金	●雇用管理改善、生産性向上などの取組によって従業員の職場定着の促進等を図る事業主を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧 ▶ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧 
キャリアアップ助成金	●非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・請手当制度の共通化等の取組を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧 
産業保健関係助成金	●社員の健康づくりのための取組を支援します。 【お問い合わせ先】(独)労働者健康安全機構 ▶ 独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健関係助成金 
人材開発支援助成金	●人材育成のための社員に対する訓練の実施や教育訓練休暇を付与する取組を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧 

働き方改革関連法に関する相談窓口

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	●時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶ 検索ワード: 労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
都道府県労働局 [パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者]雇用環境・均等部(室) [派遣労働者間係] 需給調整事業部(課・室)	●正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶ 検索ワード: 都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 

働き方改革の推進に向けた課題を解決するための相談窓口

働き方改革推進支援センター	●働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶ 検索ワード: 働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html 
産業保健総合支援センター	●医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶ 検索ワード: 産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx 
よろず支援拠点	●生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶ 検索ワード: よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/ 
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	●経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶ 検索ワード: 全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶ 検索ワード: 全国商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶ 検索ワード: 都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm   
ハローワーク	●求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶ 検索ワード: ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
医療勤務環境改善支援センター	●医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶ 検索ワード: いきサポート https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/ 